

国関整常経第10号の17  
令和 7年 5月15日

〒310-0902  
茨城県水戸市渡里町3082番地  
中央技術株式会社  
代表取締役 富山 英明 殿

国土交通省  
関東地方整備局  
常陸河川国道事務所長  
佐近 裕之

## 委 託 業 務 等 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した下記の委託業務等について、委託業務等成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記の通りです。

### 記

- |                    |                                                                   |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 1. 委託業務等名          | R 6 常陸河川国道道路許認可審査・適正化指導業務                                         |
| 2. 履行期間            | 令和 6年 4月 1日～令和 7年 3月31日                                           |
| 3. 完了検査年月日         | 令和 7年 3月31日                                                       |
| 4. 評定点             | 別表のとおり                                                            |
| 5. 送付先             | 〒310-0851 茨城県水戸市千波町1962-2<br>国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所 技術担当副所長 宛て   |
| 6. 手続き等の<br>問い合わせ先 | 〒310-0851 茨城県水戸市千波町1962-2<br>経理課 契約係<br>TEL 029-240-4062（代） 内線225 |

別表

## 項 目 別 評 定 点

(4) 発注者支援（工事監督支援業務）

業務名： R 6 常陸河川国道道路許認可審査・適正化指導業務

| 評価項目            | 評価の視点           | 業務評定・管理技術者      | 担当技術者           |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 専門技術力           | 目的と内容の理解        | 4.8 点 / 6.0 点   | 7.0 点 / 8.8 点   |
|                 | 的確な履行           | 31.2 点 / 36.0 点 | 45.8 点 / 52.9 点 |
|                 | 業務目的の達成度        | 13.2 点 / 18.0 点 | 19.4 点 / 26.5 点 |
| 管理技術力           | 業務実施体制の的確性      | 9.6 点 / 12.0 点  | —               |
|                 | 打ち合わせの理解度       | 6.0 点 / 6.0 点   | —               |
|                 | 指揮系統の迅速性、確実性    | 9.8 点 / 14.0 点  | —               |
| 取組姿勢            | 責任感、積極性、発注者側の視点 | 4.8 点 / 8.0 点   | 7.1 点 / 11.8 点  |
| 評定点の小計（注）       |                 | 79 点 / 100 点    | 79 点 / 100 点    |
| 業務執行に係る過失に伴う減点  |                 | 0 点             |                 |
| 事故等による減点        |                 | 0 点             |                 |
| 瑕疵修補又は損害賠償による減点 |                 | 0 点             |                 |
| その他（ ）          |                 | 0 点             |                 |
| 総合評定点           |                 | 79 点 / 100 点    | 79 点 / 100 点    |

注）評定点の小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。